

市民税・県民税（住民税）の申告相談受付のお知らせ 三次市

令和7年度（令和6年分）所得の申告相談受付が始まります。

市民税・県民税申告の相談受付は、三次市の指定会場（4ページ参照）で行います。

- ・申告相談期間：令和7年2月17日（月）から令和7年3月17日（月）まで（土・日曜日を除く）

なお、2月22日（土）のみ、みよしまちづくりセンターにて申告相談受付を行います。

- ・相談受付時間：午前8時45分から午後4時まで（相談時間は午後5時まで）

※午前8時30分より早く庁舎に入ることはいけません。

※所得税および復興特別所得税の確定申告の相談受付は、三次税務署で行います。

◆【申告が必要かどうか確認しましょう】

- 自分が申告をする必要があるかどうか、2ページのフローチャートを参考にしてください。

◆【令和7年度（令和6年分）の申告相談について】

- 市民税・県民税申告のほか、確定申告のうち簡易なものに限り、本庁および各支所で受け付けます。必要な書類など（下記参照）を準備の上、申告会場へ持参してください。
- 前年1年間（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の所得等の申告をお願いします。所得証明書等が必要な場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの適正な計算や軽減、国民年金保険料の免除判定、医療費の負担判定、医療費の限度額認定証の発行などには所得等の確認が必要となりますので、市民税・県民税申告書の提出をお願いします。
- 申告書を作成した後に、申告内容の確認をお願いします。源泉徴収票や控除証明書等の対象年分や金額を確認したり、昨年申告した申告書の控え等と比較して、申告内容に誤りがないか確認をお願いします。

◆【申告相談に必要なもの】

- ・申告する方と扶養親族の方の本人確認書類（個人番号と本人を確認できる書類）の次の①か②の原本か両面コピー
 - ①マイナンバーカードがある方はマイナンバーカード1点（2種類のパスワード「数字4桁」・「英数字6桁以上16桁以下」が必要です。）
 - ②マイナンバーカードがない方は個人番号通知カード（記載されている氏名・住所等が住民票と一致している場合に限る。）またはマイナンバーが記載された住民票のいずれか1点と本人を確認できる書類のいずれか1点（運転免許証、資格確認書（保険証）、身体障害者手帳等、パスポート、在留カード等）
 - ・申告者本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカード、通帳の届出印
 - ・給与や退職所得、公的年金等の源泉徴収票の原本、報酬等の支払調書の原本
 - ・個人年金、満期保険金、解約保険金等の支払証明書、シルバー人材センターの配分金の支払証明書
 - ・配当や株式、土地等の譲渡といった申告に必要な書類
 - ・災害、盗難、横領に関連してやむを得ず支出した領収書、保険金などの明細書等
 - ・医療費控除の明細書（医療を受けた人の氏名、医療機関名、医療費等の金額等を記入したもの）
 - ・医療費の領収書、医療費の補てん金の明細書、医療費のお知らせ、おむつ使用証明書等
 - ・健康保険料や国民年金保険料等の社会保険料を支払った領収書や支払証明書等
 - ・生命保険、地震保険、寄附金の控除証明書、障害者関係の手帳等、学生証等の各種控除の証明書等
 - ・農業所得を申告される方は、農業所得の収支を記入した「月別集計表（広報みよし1月号に折込）」や収支の分かる領収書、預貯金通帳、米の直接支払交付金、農業補償、農業関係の交付金・補助金・補償金、中山間交付金、農業関係の契約書等の申告に必要な書類・農業、営業等の事業所得や不動産所得を申告される方は、各所得の収支内訳書や収支明細等の申告に必要な書類
 - ・住宅借入金等特別控除の申告に必要な書類
 - ・鉛筆、ボールペン
 - ・去年の申告書の控え
 - ・税務署からの確定申告の案内はがき
 - ・電子申告（e-Tax）の暗証番号がわかるもの（ある方のみ）
- ※上記以外にも申告に必要なと思われるものを持参してください。

【市民税・県民税申告のお問い合わせ】

★三次市課税課市民税係【☎0824-62-6122】

★三次市各支所

○君田支所【☎0824-53-2111】 ○布野支所【☎0824-54-2111】 ○作木支所【☎0824-55-2111】

○吉舎支所【☎0824-43-3111】 ○三和支所【☎0824-52-3111】 ○甲奴支所【☎0847-67-2121】

○三良坂支所【☎0824-44-3111】

★三次市ホームページ <https://www.cityv.miyoshi.hiroshima.jp/>

【確定申告のお問い合わせ】

★三次税務署【☎0824-62-2721（代）】

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

確定申告または市民税・県民税申告の要否判定フローチャート

フローチャートをご確認いただき、申告の必要な方は申告相談期間中に必ず申告してください。
※すべてがこのフローチャートどおりにならないことがあります。

問 1	1月から12月の主な収入は何ですか？ ・給与収入 ⇒ ①へ ・公的年金等収入 ⇒ ②へ ・その他（農業など）⇒ ③へ ・収入無し ⇒ 問 2 へ
------------	---

問 2	家族の税制上の扶養（源泉徴収票等で扶養）になっていますか？ ※社会保険上の扶養とは違います はい ⇒ 答Aへ いいえ ⇒ 答Bへ
------------	--

①	給与収入
次のいずれかに該当する ・年末調整していない ・給与収入が2,000万円を超えている ・2か所以上の給与がある はい⇒答C いいえ	
↓	
給与以外の所得がある はい いいえ	
↓	
給与以外の所得が 20万円を超える はい⇒答C いいえ⇒答B	
↓	
給与の源泉徴収票に記載されている 内容以外の控除を追加する (医療費・障害・寡婦・扶養等) はい いいえ⇒答A	
↓	
源泉徴収票に記載のある 源泉徴収税額が0円である はい⇒答B いいえ⇒答C	

②	公的年金等収入
公的年金等収入以外に収入がある はい いいえ	
↓	
公的年金以外の所得が20万円を超える はい⇒答C いいえ⇒答B	
↓	
公的年金等は遺族・障害年金のみである はい⇒答B いいえ	
↓	
公的年金の源泉徴収票に記載されている 内容以外の控除を追加する (医療費・障害・寡婦・扶養等) はい いいえ⇒答A	
↓	
源泉徴収票に記載のある 源泉徴収税額が0円である はい⇒答B いいえ⇒答C	

③	その他収入
所得金額（収入から経費を引いた額）が 所得控除の合計額よりも大きい はい⇒答C いいえ⇒答B	

答	結 果
A	申告は必要ありません
B	市民税・県民税申告が必要です
C	確定申告が必要です

※Bの市民税・県民税申告はR7.1.1現在、三次市に住所のある方が対象です。

※答A・Bでも確定申告することで還付金が発生する場合があります。

※所得税還付の場合、確定申告書の提出義務は発生しません。

【申告する際にご留意いただきたいこと】

◆来庁される皆さんへ申告相談について留意事項等をお知らせします。

● 申告の際の注意点

- ・寡婦控除、ひとり親控除の適用について
寡婦かひとり親に該当する方は寡婦控除又はひとり親控除が受けられます。
適用漏れがないようご注意ください。
- ・一時所得・雑所得の申告について
生命保険会社等から受け取る個人年金、満期金や一時金が一時所得や雑所得として
申告する必要があるかどうか、生命保険会社等から送付された書類でもう一度確認してください。
- ・被扶養者等の所得超過・重複について
被扶養者となる要件は、所得48万円以下です。また、一人の被扶養者に対して二人の扶養者が
扶養控除を申告している等の事例が見受けられます。被扶養者一人につき扶養者は一人までです。

● 三次市ホームページを活用して申告書を作成し、提出ができます

市民税・県民税申告について、インターネットに接続できるパソコン
スマートフォン・タブレットがあれば、自宅で市民税・県民税申告書
の作成・提出ができます。

詳細は右記QRコードまたは三次市HPにてご確認ください。

※令和7年度（令和6年分）市民税・県民税申告書作成システムは
令和7年2月中旬に公開予定です。

市民税・県民税申告書作成システムでは、市民税・県民税申告書の
作成に限らず、確定申告をした際の還付金の有無やふるさと納税の
控除限度額を確認できますのでご利用ください。



市民税・県民税申告の作成はこちら

【市役所本庁・各支所で申告される方へ】

● 市役所本庁会場の待ち時間が確認できます

- ・詳しくは広報みよし2月号に掲載しますのでご確認ください。

● 市役所本庁会場・三良坂支所に「スマート申告コーナー」を設置します

- ・「スマート申告コーナー」で、ご自身のスマートフォンや会場のパソコンを
使って確定申告書や市民税・県民税申告書を作成できます。作成にあたり職員がサポートします。

● 全支所会場での確定申告書の電子送信を開始します

- ・市役所本庁会場、布野支所会場に続きその他全支所会場において、確定申告書の電子送信を開始
します。確定申告書1通につき5分程度時間を要します。ご理解とご協力をお願いします。

◇三次税務署からのお知らせ

確定申告会場には、「マイナンバーカード」と「2種類のパスワード」をご持参ください。

● 申告会場のご案内

相談場所：三次税務署（三次市十日市東1丁目13番5号）

開設期間：2月17日（月）から3月17日（月）まで

受付時間：午前8時30分から午後4時まで（相談時間は午前9時から午後5時まで）

土・日・祝日は閉庁日（※）であり、申告相談や申告書の窓口受付は行いませんので、ご注意ください。

※閉庁日でも、ご自宅からのe-Tax、郵送等又は税務署の時間外収受箱への投函により申告書を提出でき
ます。

- ・会場では、原則として、ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書等を作成していただきます。
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は
①マイナンバーカード、②利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）、③署名用電子証明書
のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）の持参もお願いします。
- ・相談には入場整理券が必要になります。提出のみの方は、入場整理券は不要です。
※整理券の枚数には限りがあり、整理券（当日配付分）がなくなり次第、受付は締め切ります。
※整理券は、国税庁のLINE公式アカウント（2月上旬頃運用開始予定）からも事前に取得できます。
- ・税務署の駐車場は台数に限りがありますので、来場の際には公共交通機関をご利用ください。

日程表

月 日	曜日	三次		三和		君田・布野・作木 吉舎・三良坂・甲奴	
		指定会場	対象地域	指定会場	対象地域	指定会場	対象地域
2月17日	月	市役所本庁本館6階 会議室	青河	三和支所	上山1区	各支所	各町全域 (予約制)
2月18日	火		西酒屋		上山2区		
2月19日	水		東酒屋		上山3区		
2月20日	木		河内		上山4区		
2月21日	金		栗屋西		敷名1区・2区		
2月22日	土	指定会場：みよしまちづくりセンター（三次市十日市西六丁目10番45号） 対象地域：市内全域					
2月25日	火	市役所本庁本館6階会議室	栗屋（栗屋西以外）	三和支所	敷名3区A～4区B	各支所	各町全域 (予約制)
2月26日	水		神杉1区～13区		敷名5区～8区		
2月27日	木		神杉14区～23区		敷名9区～11区		
2月28日	金		石原，海渡，上田		上板木1区・2区		
3月3日	月		三若，有原		上板木3区～5区		
3月4日	火		大田幸，塩町		大力谷全域		
3月5日	水		糸井，志幸 木乗，小田幸		羽出庭1区～5区		
3月6日	木		和知		高鉢 羽出庭6区A～9区		
3月7日	金		向江田		羽出庭10区A～14区		
3月10日	月		上志和地，下志和地		羽出庭15区～18区		
3月11日	火		上川立，下川立，秋町		下板木1区～3区		
3月12日	水		三次，日下，三原		下板木4区～7区 福田全域，長谷		
3月13日	木		畠敷，後山		三和町全域		
3月14日	金	四拾貫，南畑敷					
3月17日	月	十日市					

※対象地域の日程を指定していますが，指定日以外の地域の方も申告相談を受け付けできますのでご都合のよい日程でご来庁ください。（予約制の会場は電話等で事前予約が必要です。）
予約制以外の会場は，事前予約は受け付けていません。

◇三次税務署からのお知らせ

●自宅等からのe-Taxのご案内

確定申告会場の混雑緩和のため，スマホ・パソコンを利用した自宅等からのe-Tax申告にご協力ください。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では，画面の案内に沿って金額等を入力するだけで，所得税及び復興特別所得税の申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。また，自動計算されるので計算誤りはありません。



（確定申告書の作成はこちらから）